

## 「2014年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって

今般、産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会から、「2014年版不公正貿易報告書」が公表されました。1992年の第1回報告書から数えて、今年で23回目の公表となります。

この報告書は、創刊当時からの基本的立場として、「ルール志向」を掲げています。これは、外国政府の政策や措置を評価する基準として、WTO協定や経済連携協定等の国際的に合意されたルールを用いるという立場です。各国において、新たな貿易の障壁となるような規制の導入がなされる中、国際的に合意されたルールを志向するという基本的立場を再確認し、日本としてより一層安定した世界貿易体制の確立に貢献することが重要だと考えております。

ルールを活用して個別の貿易紛争を解決していくことは、我が国個別産業に直接メリットをもたらすと同時に、世界貿易体制を「ルール志向」で発展させる原動力になると考えます。我々は不公正貿易報告書が取り上げた各国の不公正貿易政策・措置のうち、特に優先して取り組む案件を「経済産業省の取組方針」にとりまとめております。昨年度の取組方針の下では着実に成果を挙げることができました。まずEUのIT製品の関税違反については、粘り強い働きかけの結果、残されたフラットパネルディスプレイの関税が撤廃されました。また、ロシアの廃車税についてはWTOの下での二国間協議の結果、内外差別性を解消する法改正が行われました。カナダ・オンタリオ州の再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る州産品優遇については、WTO上級委員会において日本の主張が概ね認められ、現在カナダは措置を是正中です。中国のレアアースの輸出規制についてはパネルにおいて日本の主張が全面的に認められ、現在上級委員会の最終審理中です。ウクライナの自動車セーフガードについては協議を経てパネル設置をしました。本年策定の取組方針の下でも各国措置の是正を確実に働きかけて参ります。

WTO協定等の国際ルールの効果的活用には、最初に問題措置に直面する産業界等関係者によるルールの理解が欠かせません。今年の報告書でも、最近のWTO紛争案件の中核となる環境例外や資源保護例外等について解説した「正当化事由」の章を新設しました。また、予防的な保護主義監視の重要性に鑑み、WTO紛争解決機能の前段階ともなるWTOの監視機能について解説した「貿易政策・措置の監視」の章を入れてあります。そのほか産業界の関心の高いテーマとして「模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題」と「資源・エネルギーとWTOルール」を掲載しました。ルールの理解促進を通じてルールの利用、さらにはルールの策定の検討のよすがとなればと念じています。

最後に、本報告書の執筆に御尽力いただいた委員の皆様方に対し、心より感謝を申し上げ、刊行にあたっての挨拶とさせていただきます。

2014年5月

経済産業省通商政策局長 鈴木 英夫